

伊豆市告示第161号

伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付要綱を次のとおり定める。

令和7年10月1日

伊豆市長 菊 地 豊

伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、高齢者、障害のある人等、誰もが安心して旅行を楽しめる観光地域づくりを推進するため、観光施設バリアフリー化促進事業を行う観光業者に対し、予算の範囲内において、伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付要綱（令和7年4月11日付け観政第21号静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課長通知）及び伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光事業者 市内において観光施設を設置、管理又は運営する民間の事業者をいう。
- (2) 観光施設 旅行者が毎年一定数訪れている又は訪れると推定される施設（国又は地方公共団体が設置するものを除く。）のうち、次に掲げる施設とする。
 - ア 宿泊施設（市内において旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受けた者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）が営む、旅館業法第2条第2項に規定する旅館、ホテル営業又は同法第3条に規定する簡易宿所営業の用に供される施設をいう。）
 - イ 飲食店（市内において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者が営む、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1項第1号に規定する飲食店営業の用に供される施設をいう。）
 - ウ 土産物屋
 - エ 由緒があり建築的に優れている、文化財を所蔵・附帯している、又は境内（庭園を含む。）が優れている神社、寺院又は教会
 - オ 古代から近世に至る軍事や行政等としての目的で建造された城跡、城郭又は宮殿
 - カ 鑑賞や散策などのために造成された庭園又は公園
 - キ 動植物を飼育し展示している動植物園又は水族館
 - ク 歴史的資料、科学的資料、又は美術作品を展示している博物館又は美術館
 - ケ 特徴的なテーマを表現し、体験するために作られたテーマ公園又はテーマ施設
 - コ 国土交通省により登録されている道の駅等の施設
 - サ その他市長が認める施設
- (3) 観光施設バリアフリー化促進事業 市が作成する観光地バリアフリー化計画に基づき、観光事業者が市内において観光施設のバリアフリー化改修工事を実施する事業をいう。
- (4) 観光施設バリアフリー化促進支援事業 観光施設バリアフリー化促進事業を実施する観光事業者に対して補助する事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者となる者は、次に掲げる要件を満たす観光事業者とする。

- (1) 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者
- (2) 市税の滞納ない者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、観光施設バリアフリー化促進事業とし、次に掲げる事業は補助の対象としない。

- (1) 観光地バリアフリー化計画に記載のない事業
- (2) 観光施設バリアフリー化促進事業以外の補助を受けて実施する事業
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に定める建築物移動等円滑化基準に適合しない改修を行う事業
- (4) 既存施設の維持補修事業
（補助対象経費）

第5条 補補助対象経費は、観光施設バリアフリー化促進事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 工事費
- (2) 設計費
- (3) 工事監理費
- (4) その他市長が必要と認める経費

2 前項に規定する経費のうち、次に掲げる経費は補助対象外とする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 法令又は条例等において義務化されている設備の導入に必要となる経費
- (3) 使用目的が補助対象事業の実施に必要なものと明確に特定できない経費
- (4) 契約書等の証拠書類により、契約金額及び支払金額を確認することができない経費
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、500万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 資金状況調べ（様式第4号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び条件）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助対象事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に関する報告及び立入調査について、市から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(変更の承認申請)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた申請者が、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、必要に応じ、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付変更承認申請書(様式第6号)
 - (2) 変更事業計画書(様式第2号)
 - (3) 変更収支予算書(様式第3号)
 - (4) 資金状況調べ(様式第4号)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- (遂行状況の報告)

第10条 市長は補助事業の遂行状況について、申請者に報告を求めることができ、申請者は、報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた申請者は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該期限までに提出できないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 資金状況調べ(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により通知するものとする。

(請求の手續)

第13条 前条の規定により確定通知書の交付を受けた申請者は、伊豆市観光施設バリアフリー化促進支援事業費補助金請求書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第7条の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、申請者は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合はこの限りではない。
- (2) 第11条の規定により実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、当該金額(前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額)を補助金の額から減額して報告すること。
- (3) 第11条の規定により実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、当該金額(第1号又は前号の規定により減額したものについては、減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様

式第10号)により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(補助金の経理等)

第15条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第16条 申請者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 申請者は、前項の承認を受けようとするときは、観光施設バリアフリー化促進支援事業に係る取得財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 市長は、前項の承認をした申請者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったと認めるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第8条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示の規定により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。